**令和２年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（環境農林水産関連）**

**令和元年７月**

**大　阪　府**

**令和2年度環境農林水産に関する国の施策並びに予算に関する提案・要望**

　日頃から、大阪府環境農林水産行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本府における、「成長と安全・安心のよき循環」により府民の願いである「豊かな大阪」の実現を確たるものとすべく、環境農林水産分野では「豊かな環境と安全安心な食を育む持続可能な社会」の実現に向け、全力で取り組んでいるところです。

環境分野においては、府民の健康の保護と生活環境を保全するため、良好な大気や水環境の確保に向けた取組みはもとより、３Rや廃棄物の適正処理の推進、創エネ・省エネの普及促進を含めた「緩和・適応」両面からの地球温暖化対策などを推進しています。

また、農林水産分野においては、2025年「大阪・関西万博」を絶好の機会と捉え、活力ある農林水産業の振興に向け、大都市（大消費地）の強みを活かした販路拡大等に力を注ぐとともに、多様な担い手の育成・支援を行うなど、成長産業化に資する様々な取組みを進めています。

また、昨年発生した自然災害（地震・豪雨・台風）による農業被害等の早期復旧に向けた取組みを進めるとともに、さらなる自然災害や危機事象への対応力の強化に向け、ため池等の防災・減災対策や家畜疾病の発生予防・まん延防止に向けた取組み等についても着実に推進しています。

令和2年度の国家予算編成に当たりましては、本府の課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、以下に提案する施策の具体化、実現が図られるよう、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府知事　吉 村　洋 文

目　　　次

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１** | **建設発生土の適正処理に向けた法制度の整備** | **１** |
| **２** | **豚コレラ発生時の対応強化と処理規定の明確化** | **１** |
| **３** | **ため池の防災・減災対策の推進と都市農業の振興****（１）ため池の防災･減災対策の推進****（２）基盤整備事業を活用した都市農業の振興****（３）農を中心とした地域づくりの推進** | **１** |
| **４** | **障がい者雇用による企業等の農業参入にかかる支援の充実** | **２** |
| **５** | **貝毒の発生防止対策等の確立** | **２** |
| **６** | **全てのPCBの期限内処理に向けた国の役割強化** | **２** |
| **７** | **再生可能エネルギーの普及促進及び地球温暖化対策の推進****（１）太陽光発電施設の適切な設置****（２）再生可能エネルギーの普及促進****（３）地球温暖化対策の推進** | **３** |
| **８** | **公害財特法の期限延長** | **４** |
| **９** | **地籍整備推進のための制度拡充** | **５** |
| **10** | **国定公園の自然公園施設における長寿命化対策の推進** | **５** |

**１　建設発生土の適正処理に向けた法制度の整備**

**（※令和元年６月最重点提案・要望項目）**

建設発生土の適正処理については、都道府県域を越える課題と捉え、次の(1)～(3)の内容を規定した、建設発生土の適正処理に関する法律を制定すること。

(1) あらかじめ処理計画を作成・提出させるなど、建設発生土の発生者側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組み

(2) 建設発生土の搬入・埋立て等の行為については許可制とし、安全確保のための許可基準

(3) 不適正な処理を行った者に対する罰則の強化

**２　豚コレラ発生時の対応強化と処理規定の明確化**

防疫措置時の死体の埋却が困難な場合に用いられる移動式レンダリング装置の運用と処理の規定について、以下のとおり対応すること。

(1) レンダリング装置の改良と複数配備に加え、レンダリング処理と一体となる、移動式死体一時保管体制の整備をすること。

(2) レンダリング処理による防疫措置について、特定家畜伝染病防疫指針における、と殺・死体処理の完了時間（それぞれ２４時間、７２時間）に関する規定の対象外であることを明確に示すこと。

**３　ため池の防災・減災対策の推進と都市農業の振興**

**(1) ため池の防災･減災対策の推進**

新たな基準により選定した防災重点ため池に対する防災・減災対策を推進するため、以下について対応すること。

　① 農村地域防災減災事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業の定額助成制度を令和３年度以降についても継続すること。

 ② 簡易なため池耐震診断手法を早期に確立し、土地改良事業設計指針に反映すること。

**(2) 基盤整備事業を活用した都市農業の振興**

意欲ある担い手への農地集積を推進するため、基盤整備の事業制度について、都市農地の立地に配慮した要件緩和を図ること。

**(3) 農を中心とした地域づくりの推進**

農を中心とした地域づくりを推進するため、地域活動をサポートする人材の派遣等を支援する制度を創設すること。

**４　障がい者雇用による企業等の農業参入にかかる支援の充実**

障がい者雇用による企業等の農業参入を促進させるため、農福連携に係る生産施設整備の補助事業の充実を図ること。

**５　貝毒の発生防止対策等の確立**

近年の麻痺性貝毒原因プランクトン（以下「貝毒プランクトン」）の大量発生に起因する貝毒の広域化・長期化が漁業経営に及ぼす影響を軽減するため、瀬戸内海域に適用可能な貝毒プランクトンの発生抑制対策の研究を国が実施し、抜本的な発生防止対策を確立すること。

また、アカガイについては、有効な出荷手法を構築する必要があることから、国において解毒に関する手法を確立すること。

**６　全てのPCBの期限内処理に向けた国の役割強化**

(1) 全てのＰＣＢ使用製品・廃棄物の処理期限までの早期かつ適正な処理の必要性等に関し、国の責任において、マスメディア等を活用した広報・啓発を積極的に行うこと。

(2) 令和２年度中に高濃度ＰＣＢ廃棄物等を特定するため、自治体の立入検査に際し電気主任技術者等を派遣するなどの支援策を早急に講じること。

(3) ＰＣＢ使用安定器の処理に係る負担の軽減や支出の平準化ができる財政支援制度の創設等を行うこと。

**７　再生可能エネルギーの普及促進及び地球温暖化対策の推進**

**(1) 太陽光発電施設の適切な設置**

① 太陽光発電については、固定価格買取制度により普及拡大が図られる一方で、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が発生している。そのため、施設設置の企画立案から設計・施工、運用・管理、撤去・処分までの一連の流れにおいて適切に事業が実施され、地域との共生が十分に確保されるよう、地方との連携を含めた制度設計を図ること。特に、事業計画の認定等に関して、以下の点に十分に配慮し、ＦＩＴ法改正の上、ガイドラインの改正・改善を実施すること。

ア．一定規模以上の発電設備を設置しようとする事業者に対して、地域住民への事前説明とその結果の国への報告を義務付けること。

イ．関係法令等の相談及び手続きが完了した旨の報告を事業者に対して義務付けること。

　② 大阪府では、「大阪モデル」（※）を平成29年11月に構築しトラブルの未然防止や対応を行っている。この大阪モデルによる事前確認や早期対応が可能となるよう、事前公表がなされていない発電出力50kW以上500kW未満の紙申請の認定前申請情報について早期に提供を行うとともに、50kW以上のすべての申請に関して、設置場所が特定できる位置図等についても情報提供すること。

　 ※大阪モデル：府域における太陽光発電施設の不適切な設置や事業者と地域住民とのトラブルの未然防止等を図り、もって地域との共生を推進するため、国・府・関係市町村の「情報共有」「連携協力」を図る体制

**(2) 再生可能エネルギーの普及促進**

① 改正ＦＩＴ法における入札制度への配慮について（事業用太陽光発電の普及）

「改正ＦＩＴ法（2017年４月施行）」により導入された固定価格買取制度の入札対象について、2017・2018年度には2,000kW以上とされ、2019年度には500kW以上に引き下げられたが、府内の太陽光発電の普及拡大のためにも、小規模の太陽光発電事業に対して十分配慮した入札制度とすること。

② ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進について（家庭用太陽光発電の普及）

「第５次エネルギー基本計画」に掲げる「2020年までに新築する注文戸建住宅の半数以上で、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す。」という目標達成に向けて、「ZEHの仕組みや良さを訴求する広報・啓発」を積極的に行うこと。また、再生可能エネルギーの普及促進のためにも「ZEH支援事業」を継続するとともに補助額についても維持すること。

**(3) 地球温暖化対策の推進**

① 温室効果ガス排出削減の推進について

「地球温暖化対策計画」に掲げる「温室効果ガス排出量を2030年度において2013年度比26.0％減の水準にする」という目標達成に向け、地域における対策が進むよう、中小事業者における省エネ・省ＣＯ２の取組みを促進するため、省エネ診断や省エネ機器・設備の導入に対する補助事業の予算を増額すること。特に小規模事業者への優遇のしくみ（小規模事業者に対する加点項目の創設、専門機関による申請サポート機能の強化、申請代行費の補助対象化等）を充実すること。

② 気候変動の影響への適応策の推進について

「気候変動適応法」の趣旨を踏まえ、地域における気候変動適応の推進のため、以下の取組みを講じること。

ア．農林水産・防災・健康等の幅広い分野において必要な適応策の推進が図れるよう、関係省庁に働きかけること。

イ．地域気候変動適応センターの設置に必要な技術的・財政的支援を強化すること。

**８　公害財特法の期限延長**

公害防止計画の推進を財政面から支える「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（公害財特法）に基づく財政上の特別措置について、必要な予算措置及び地方財政上の措置が講じられるよう、その適用期限を延長すること。

**９　地籍整備推進のための制度拡充**

(1) 市町村が実施した道路区域境界線の調査の測量成果（道路管理台帳等）について、国の測量基準を満たすものは「都市部官民境界基本調査」と同等の成果として取り扱えるよう運用すること。

(2) 国土調査法第19条第5項に基づく指定について、公共事業の用地測量成果には手続きの義務化を図るとともに、民間開発等の測量成果は手続きが促進されるよう、地籍整備推進調査費を定額補助とする等、制度の拡充を図ること。

(3) 地籍調査に伴う座標値の精度管理に影響を及ぼしやすい関空島等の公有水面埋立地について、地籍調査対象地域から除外すること。

**１０　国定公園の自然公園施設における長寿命化対策の推進**

　「環境省インフラ長寿命化計画」を踏まえた戦略的な維持管理・更新等を推進するため、国定公園の自然公園施設における長寿命化対策事業について、国費の交付金事業の対象とすること。